

市が定める以下の基準（条例）案についてご意見をお伺いするものです。

## 子ども・子育て支援新制度に関する各種基準について

### 1. 概要

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」に移行するため、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業等（小規模保育、事業所内保育所等）、放課後児童クラブにかかる、各種基準等（条例）を定めるものです。

### 2. 市が定める基準

#### (1) 地域型保育事業の認可基準

- ・地域型保育事業（小規模保育所、事業所内保育所等）は、市の認可事業となります。
- ・認可には、市が定める設備や運営の基準（資料4参照）を満たす必要があります。
- ・市は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域型保育事業の供給量が不足していれば認可することとなります。

#### 【対応の方針】

◎国の示す基準（政省令）に準ずるとともに、市独自の基準として暴力団排除に関する事項を追加し、条例を制定します。（別紙参照）

#### (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認基準

- ・市は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業の事業者に対し、給付費を受け取るに適した運営を行う施設であるか確認します。
- ・確認には、市が定める運営に関する基準（資料4参照）を満たす必要があります。

#### 【対応の方針】

◎国の示す基準（政省令）に準ずるとともに、市独自の基準として暴力団排除に関する事項を追加し、条例を制定します。（別紙参照）

### (3) 保育の必要性の認定基準

- ・ 児童の保育が必要な要件を定めた基準（資料4参照）です。
- ・ 保護者は、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用するためには、基準を満たす必要があります。
- ・ 国の考え方では、基準は、①保育が必要な事由、②保育の必要量、③利用調整における優先順位を市が定めることとされています。  
(市が定める義務はあるが、条例での制定は義務付けなし)

#### 【対応の方針】

- ◎ 条例制定の義務付けはありませんが、保護者にとって保育の利用に関する根幹の基準である、「保育の必要性の事由」について、国の示す基準（政省令）に準じ、条例にて制定します。
- ※ 保育の必要量認定のための保護者の労働時間の下限時間、優先利用順位については、国の考え方、保育環境の情勢変化に対応しやすいよう規則等により定めます。

### (4) 放課後児童クラブの設備運営に関する基準

- ・ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の設備や運営に関する基準（資料4参照）です。
- ・ 事業を実施するには、基準を満たしたうえで、市への届出が必要となります。

#### 【対応の方針】

- ◎ 国の示す基準（政省令）に準ずるとともに、市独自の基準として暴力団排除に関する事項を追加し、条例を制定します。(別紙参照)